



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 条 例	所管課（室）名
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
◎ 規 則	
○長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則	税 務 課

## 条 例

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県条例第15号

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
附 則 1～24 略  (自動車税の種別割の税率の特例) 25 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。）、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものをいう。以下同じ。）、及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2	附 則 1～24 略 25 <u>自家用の乗用車に対する第59条第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</u> (自動車税の種別割の税率の特例) 26 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。）、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。以下同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものをいう。以下同じ。）、及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第62条の規定の適用については、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2

(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第25項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車 で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車 で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

27 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2(その1)に掲げる税率の項、別表第2(その2)に掲げる税率の項、別表第2(その3)に掲げる税率の項、別表第2(その4)に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

28 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種

26 次に掲げる自動車に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3)～(6) 略

別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であるもので省令で定めるもの

29 附則第27項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車に対する第62条の規定の適用については、当該自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

30 次に掲げる自動車（自家用の乗用車を除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) 略

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令で定めるもの

(3)～(6) 略

27 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用があるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第27項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)～(3) 略

28及び29 略

30 附則第28項の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料とする電力併用自動車を除く。）のうち、附則第25項各号に掲げるものに対する当該各号に掲げる年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第28項の適用については、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第25項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

31及び32 略

別表第5（附則第25項—附則第27項関係）

区分	本則税率	附則第25項に規定する税率	附則第26項に規定する税率	附則第27項に規定する税率
	(円)	(円)	(円)	(円)
略				

別表第6（附則第28項—附則第30項関係）

区分	標準税率	附則第25項に規定する税率
	(円)	(円)
略		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

31 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用があるものを除く。）に対する第62条の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、別表第5中別表第2（その1）に掲げる税率の項、別表第2（その2）に掲げる税率の項、別表第2（その3）に掲げる税率の項、別表第2（その4）に掲げる税率の項及び別表第3に掲げる税率の項における同表本則税率欄に掲げる字句は、同表附則第28項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1)～(3) 略

32及び33 略

34 附則第32項の適用を受ける自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料とする電力併用自動車を除く。）のうち、附則第26項各号に掲げるものに対する当該各号に掲げる年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る附則第32項の適用については、別表第6中別表第2（その1）に掲げる税率の項及び別表第2（その3）に掲げる税率の項における同表標準税率欄に掲げる字句は、同表附則第26項に規定する税率欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

35及び36 略

別表第5（附則第26項—附則第31項関係）

区分	本則税率	附則第26項に規定する税率	附則第27項に規定する税率	附則第28項に規定する税率
	(円)	(円)	(円)	(円)
略				

別表第6（附則第32項—附則第34項関係）

区分	標準税率	附則第26項に規定する税率
	(円)	(円)
略		

規 則

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第19号

長崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県税条例施行規則（昭和47年長崎県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表条例第23条の項中「法人税に係る連結納税の承認等の届出書」を「法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書」に改める。

様式第45号を次のように改める。

様式第45号

年 月 日  長あて		徴収義務者 納税者又は特別		住所又は所在地						
				業 種		電話				
				氏名又は名称 (代表者氏名)						
				生 年 月 日 (設立年月日)			年 月 日			
				個人番号又は 法 人 番 号			右ついでご記入ください 			
更 正 請 求 書										
税 目				番 号 又 は 登 録 番 号						
年 度				月 分						
区 分	更正後の課税標準額				摘 要					
	更正前の税額 (ア)	更正後の税額 (イ)	還付金の額に 相当する税額 (ア) - (イ)		摘 要					
申告書若しくは修正申告書の提出年月日 又は更正若しくは決定を受けた年月日										
更正の請求をする 理 由										
更正の請求をする に至った事情の詳細 その他参考事項										
還 付 金 振 込 先		銀行 本(支)店								
		普・当	口座番号		カタカナで記入してください。 (名義)					
根 拠 条 項		法第20条の9の3第 項第 号								

様式第50号中

「  

◎継続検査（車検）等の 際に必要ですの で、大切に保管して ください。
--

 を  
 」

「  

この証明書は、 右の領収年月日が 年 月 日 までのものに限り、 上記有効期限まで 使用できます。
--

 に改める。  
 」

様式第60号の2中

「  

税 額				百		千			円
延 滞 金									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重 加 算 金									
計									

 を  
 」

「  

税 額				百		千			円
延 滞 金									
過少申告加算金									
不申告加算金									
重 加 算 金									
計									

 に改める。  
 」

様式第66号中

「

本 額				百		千		円
延 滞 金								
計								

を

」

「

本 額				百		千		円
延 滞 金								
計								

に、

」

「

税 額				百		千		円
延 滞 金								
過少申告加算金								
不申告加算金								
重 加 算 金								
計								

を

」

「

税 額				百		千		円
延 滞 金								
計								

に改める。

」

様式第69号、様式第69号の2及び様式第70号中「連結区分」を「通算・連結区分」に改める。  
 様式第79号の2中「連結納税の承認申請書」を「グループ通算制度の承認申請書」に改める。  
 様式第79号の3を次のように改める。

様式第79号の3

		管理番号	
受付印  年 月 日  長あて	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 ( )	
	県内における主たる事務所の所在地	〒 電話 ( )	
	ふりがな		
	法人名		
	代表者氏名		
法人番号			
法人税に係るグループ通算制度の承認等の届出書			
通算法人の種類	区 分	<input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人	<input type="checkbox"/> 左記の通算法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の通算法人でなくなった。
上記区分に該当することとなった理由	<input type="checkbox"/> グループ通算制度の承認申請の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係等を有しなくなった。 (原因: ) <input type="checkbox"/> 青色申告の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> グループ通算制度の適用の取りやめの承認があった。		
事由が生じた日	年 月 日 ( 年 月 日税務署提出)		
通算親法人事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日		
通算子法人事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日		
この届出の事由により、事業年度を変更することとなる場合	変更前事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日	変更後事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日
加入時期の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
通算親法人  ※この届出書を提出する法人が通算子法人である場合に記入してください。	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話 ( )	
	県内における主たる事務所の所在地	〒 電話 ( )	
	ふりがな		
法人名			
関与税理士署名			電話 ( )

添付書類 通算法人に該当することとなった又は該当しなくなった事実を証する書類の写し  
 (グループ通算制度の承認申請書の写し、国税庁長官の処分の通知の写し等)



## 様式第80号中

## 「備考

- 1 長崎県税条例第17条第1項、第25条第1項又は第74条第1項の規定により、事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 「備考

- 1 長崎県税条例第17条第1項及び2項、第25条第1項及び2項又は第74条第1項及び2項の規定により、事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 様式第80号の2中

## 「備考

- 1 長崎県税条例第17条第7項、第25条第4項又は第74条第5項の規定により、事業税、不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 「備考

- 1 長崎県税条例第17条第8項、第25条第5項又は第74条第6項の規定により、事業税、不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 様式第80号の3中

## 「備考

- 1 長崎県税条例第25条第2項又は第74条第3項の規定により、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 「備考

- 1 長崎県税条例第25条第3項又は第74条第4項の規定により、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 様式第80号の4中

## 「備考

- 1 長崎県税条例第17条第6項、第25条第3項又は第74条第4項の規定により、事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 「備考

- 1 長崎県税条例第17条第7項、第25条第4項又は第74条第5項の規定により、事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 様式第80号の5中

## 「備考

- 1 長崎県税条例第25条第5項又は第74条第6項の規定により、不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

## 「備考

- 1 長崎県税条例第25条第6項又は第74条第7項の規定により、不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

様式第81号中

「備考

1 長崎県税条例第17条第3項又は第4項の規定により、個人事業税の課税免除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

「備考

1 長崎県税条例第17条第4項又は第5項の規定により、個人事業税の課税免除を受けようとする方は、この申請書を提出してください。」

様式第83号の2及び様式第83号の3中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「確定申告書又は連結確定申告書」を「確定申告書」に、「連結親法人」を「通算親法人」に改める。

様式第91号及び様式第103号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

様式第109号中「国体」を「国スポ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規則による改正前の長崎県税条例施行規則に定める様式のうち、この規則による改正後の長崎県税条例施行規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二  
一一  
四一

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺田  
クック  
プリン  
宏  
弥ト